

国や県の実施状況

第 1 国の施策・取組

1 児童の性的搾取等に係る対策

- (1) 「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」（令和 4 年 5 月 20 日、閣議決定）

スマートフォンなどのインターネット接続機器等が普及する中で、SNS に起因する性被害に遭う児童数が高水準で推移しており、同情勢や課題に対応するために本計画が取りまとめられた。

【対策の 6 柱】

- (1) 児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化
 - (2) 児童が性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援
 - (3) 児童の性的搾取等に使用されるツールや場所等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進
 - (4) 被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進
 - (5) 被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生
 - (6) 児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の整備・強化
- (2) 「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」（令和 5 年 7 月 26 日、関係府省会議等）
- (1) 改正刑法等による厳正な対処、取締りの強化
 - (2) 相談窓口の周知広報の強化
 - (3) 相談・被害申告への適切な対応のための体制整備
- (3) 刑法等の改正（令和 5 年 7 月 13 日施行）

第 2 令和 5 年刑法等改正の概要

1 刑法における 16 歳未満の者に対する面会要求行為等に係る罪の新設

（十六歳未満の者に対する面会要求等）

第百八十二条 わいせつの目的で、十六歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいずれかの行為をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合には、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 威迫し、偽計を用い又は誘惑して面会を要求すること。

- 二 拒まれたにもかかわらず、反復して面会を要求すること。
- 三 金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をして面会を要求すること。
- 2 前項の罪を犯し、よってわいせつの目的で当該十六歳未満の者と面会をした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。
- 3 十六歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいずれかの行為(第二号に掲げる行為については、当該行為をさせることがわいせつなものであるものに限る。)を要求した者(当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。)は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
 - 一 性交、肛門性交又は口腔性交をする姿勢をとってその映像を送信すること
 - 二 前号に掲げるもののほか、膣又は肛門に身体の一部(陰茎を除く。)又は物を挿入し又は挿入される姿勢、性的な部位(性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。以下この号において同じ。)を触り又は触られる姿勢、性的な部位を露出した姿勢その他の姿勢をとってその映像を送信すること。

(1) 条文の概要

16歳未満の子どもに対して、以下のいずれかの行為をした場合(※)、面会要求等の罪が成立

(※) 相手が13歳以上16歳未満の子どもであるときは、行為者が5歳以上年長である場合

1 わいせつの目的で、①～③のいずれかの手段を使って、会うことを要求すること

【1年以下の懲役又は50万円以下の罰金】

- ① 威迫、偽計 又は 誘惑 …………… 例: 脅す、うそをつく、甘い言葉で誘う
- ② 拒まれたのに反復 …………… 例: 拒まれたのに、何度も繰り返し要求する
- ③ 利益供与 又は その申込みや約束 …… 例: 金銭や物を与える、その約束をする

2 1の結果、わいせつの目的で会うこと **【2年以下の懲役又は100万円以下の罰金】**

3 性交等をする姿、性的な部位を露出した姿などの写真や動画を撮影して送るよう要求すること **【1年以下の懲役又は50万円以下の罰金】**

(2) 条文の趣旨

わいせつな行為に及ぼうとする者による、若年者に対する接触が容易となっている状況等を踏まえ、若年者が性被害に遭うことを未然に防止し、その性的自由・性的自己決定権の保護を徹底するため、性犯罪に至る前の段階でも、性被害に遭う危険性のない保護状態を侵害する危険を生じさせ

たり、これを現に侵害する行為を処罰対象とするもの。〔法律のひろば vol.76 No.7 27 頁〕

(3) 保護法益

- ・性被害に遭わない環境にあるという性的保護状態〔法律のひろば vol.76 No.7 27 頁〕
- ・「被害者の意思に反して、身体的内密領域を侵害し、そのことにより被害者の性的羞恥心を害し、かつ一般通常人でも性的羞恥心を害されるであろう行為」からの保護状態〔講義刑法学・各論 107 頁〕。

(4) 用語の定義等

ア 16 歳未満の者に対する面会要求（第 182 条第 1 項）

(ア) わいせつ

「いたずらに性欲を興奮または刺激させ、かつ、普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反するもの〔最判昭和 26.5.10 刑集 5 巻 6 号 1026 頁、最大判昭和 32.3.13 刑集 11 巻 3 号 997 頁（チャタレー事件）等〕。

なお、上記の定義は刑法第 174 条から第 184 条まで性的事柄に関わる犯罪のものとして共通するものであるが、その保護法益は下記のとおり 2 つに分かれるものであり、本稿の対象となるのは 2 つ目に記載する個人的法益に対する罪の部分となる。

- ・刑法第 174 条公然わいせつ罪、第 175 条わいせつ物頒布等罪
社会的法益に対する罪。性欲を興奮又は刺激せしめかつ普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反するものをいう〔講義刑法学・各論 491 頁〕。
- ・刑法第 176 条強制わいせつ罪～第 181 条：強制わいせつ等致死傷罪
個人的法益に対する罪。被害者の意思に反して、身体的内密領域を侵害し、そのことにより被害者の性的羞恥心を害し、かつ一般通常人でも性的羞恥心を害されるであろう行為をいう〔講義刑法学・各論 107 頁〕。

(イ) わいせつの目的

- ・営利目的等略取・誘拐罪においては、被拐取者に対し性的行為を行い、又は被拐取者をして性的行為を行わせる目的のことをいう（刑法第 225 条：営利目的等略取・誘拐罪）〔講義刑法学・各論 134 頁〕。
- ・面会要求行為に係る罪においても、営利目的等略取・誘拐罪におけるものと同趣旨であり、面会要求行為の対象者に対し性的行為を行い、又は面会要求行為の対象者をして性的行為を行わせる目的

のことをいう〔県警察本部から警察庁確認による〕。

- ・性的行為とは、身体的内密領域を他者との関係で開放し、経験し合う人的営みであり、強制わいせつ罪・強姦罪は、そのような身体的内密領域を侵害しようとする性的行為からの防御を目的とするものである。（刑法第 176 条：強制わいせつ罪、第 177 条：強姦罪）〔講義刑法学・各論 105、106 頁〕。
- ・「わいせつな行為」とは、口淫、肛門性交、男性を被害者とする膣性交、陰部・乳房・尻・太もも等に触れる・もてあそぶ行為、裸にして写真を撮る行為、強いてキスしようとする行為等を指し、強姦罪は、強制わいせつ罪の加重特別類型と捉えることができ、被害者たる女性に性交（膣性交）を強制することを処罰対象とする。（刑法第 176 条：不同意わいせつ罪、第 177 条：不同意性交等罪）〔講義刑法学・各論 106、107 頁〕。

（ウ）「十六歳未満の者」

- ・性的同意年齢について、16 歳を超えた場合、有効な自己決定ができるという前提に立って、16 歳として設定している。〔第 11 回法制審議事録 7 頁〕
- ・同時に、16 歳であれば、対処能力（性的な行為に関して自律的に判断して対処できる能力）、性的同意能力が完全にあるからではなく、最低限 16 歳未満の者は守るという観点に立っている。〔第 11 回法制審議事録 6 頁〕
- ・本条文の処罰対象を 18 歳未満とすると、面会要求行為が処罰対象となるにも拘らず、性的同意年齢に関する規定により、面会要求後に待ち受けている行為は処罰対象とならないことになり、整合性が問題になることから、年齢要件を「16 歳未満の者」とした。〔第 11 回法制審議事録 5 頁〕

（エ）「当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合……五年以上前の日に生まれた者」

- ・5 歳以上年長の者が、13 歳以上 16 歳未満の者に対して性的行為をしたとき、自由な意思決定の前提となる対等な関係が存することはまずなく、それ自体で対処能力が不十分であることに乗じたと言える。〔第 10 回法制審議事録 11 頁〕
- ・また、3 歳以上の年齢があれば、処罰するべき場合が多くなるが、形式的要件である年齢差によって処罰範囲を画するに当たって、処罰するべきでないものを処罰することのないよう、5 歳以上の年長者とした。〔第 10 回法制審議事録 27、28 頁〕

- ・本条文の処罰対象に 5 歳未満の年長者を含めると、面会要求行為や面会行為を処罰することとした場合、行為者がわいせつな行為や性交等に及んでも、それだけでは処罰されないにもかかわらず、その準備的な行為をすれば処罰されることになり、整合性が問題になることから、年齢要件を「5 歳以上の年長者」とした。〔第 11 回法制審議事録 9、10 頁〕

(オ) 威迫

言語・動作・態度をもって氣勢を示し、相手に不安・困惑を生じさせることをいい、「威迫」に該当するためには、このような行為が 16 歳未満の者の“面会するかどうか”の判断を誤らせるに足りるものであることが必要。〔県警察本部から警察庁確認による。以下（カ）～（コ）まで同じ。〕

(カ) 偽計

人の判断を誤らせる術策をいい、「偽計」に該当するためには、その内容が虚偽と評価できることを前提として、その虚偽ゆえに面会するかどうかの判断を誤らせるに足りるものであることが必要。

(キ) 誘惑

甘言を弄することをいい、「誘惑」に該当すると言えるためには、甘言を弄する行為が 16 歳未満の者の“面会するかどうか”の判断を誤らせるに足りるものであることが必要。

(ク) 反復して

複数回繰り返してという意味であり、「反復して」に該当するためには、一度面会を拒否した 16 歳未満の者に繰り返して面会を要求する行為がその者の面会に関する判断過程に不当な影響を与えて正常な判断を誤らせるに足りるものであることを要する。

(ケ) 金銭その他の利益を供与

金銭その他の利益を収受させること。金銭や財物などの財産上の利益にとどまらず、およその人の需要・要望を満足させるに足りるもの。金融の利益、家屋・建物の無償貸与、接待・供応、担保の提供・補償などがこれに当たる。

(コ) 金銭その他の利益の供与の申込み若しくは約束

「申込み」は、相手に金銭その他の利益の提供を申し出て収受を促すことであり、「約束」とは、金銭その他の利益の供与に関し、相手との間で意思が合致すること。

イ 16 歳未満の者に対する映像送信要求（第 182 条第 3 項）

(ア) わいせつ

上記①アに同じ。

(イ)「十六歳未満の者」

上記ア（ウ）に同じ。

(ウ)「当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合……五年以上前の日に生まれた者」

上記ア（エ）に同じ。

(エ) 要求

- ・相手方に了知されることを要するが、直接的・明示的なものに限らず、要求の趣旨が客観的に明らかであれば、間接的・黙示的なものも含まれる〔県警察本部から警察庁確認による。以下（エ）の二ポツ目～（キ）まで同じ〕。
- ・特定の方法に限定するものではなく、対面での要求のほか、電話、オンライン上のメッセージによるものも含まれる。

(オ) 映像

画面上に映し出された画像そのもの。静止画のほか、動画も含まれる。

(カ) 送信

- ・送信行為は、電気通信回線を通じて送ること。
- ・姿態を撮って、その映像を送信することを要求することが必要。
- ・既に撮影された映像の送信要求行為は規制対象外。

(キ) 証拠としての映像の必要性

映像は必須ではないものの、メールや SNS など、何らかの形で要求したことを立証する必要がある。個別事案での各種証拠による。

(5) 未遂の取扱い

- ・刑法では未遂罪について定めており、「未遂を罰する場合は、各本条で定める。」（第 44 条）とある。
- ・主題の刑法第 182 条には未遂罪の規定がないことから、本件に係る未遂罪の設定はない。

2 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（以下「性的姿態撮影等処罰法」という。）における撮影罪の新設

(性的姿態等撮影)

第二条 次の各号のいずれかに掲げる行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一 正当な理由がないのに、ひそかに、次に掲げる姿態等(以下「性的姿態等」という。)のうち、人が通常衣服を着けている場所において不特定又は多数の者の目に触れることを認識しながら自ら露出し又はとっているものを除いたもの(以下「対象性的姿態等」という。)を撮影する行為

イ 人の性的な部位(性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。以下このイにおいて同じ。)又は人が身に着けている下着(通常衣服で覆われており、かつ、性的な部位を覆うのに用いられるものに限る。)のうち現に性的な部位を直接若しくは間接に覆っている部分

ロ イに掲げるもののほか、わいせつな行為又は性交等(刑法(明治四十年法律第四十五号)第一百七十七条第一項に規定する性交等をいう。)がされている間における人の姿態

二 刑法第一百七十六条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為

三 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは特定の者以外の者が閲覧しないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為

四 正当な理由がないのに、十三歳未満の者を対象として、その性的姿態等を撮影し、又は十三歳以上十六歳未満の者を対象として、当該者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者が、その性的姿態等を撮影する行為

2 前項の罪の未遂は、罰する。

3 前二項の規定は、刑法第一百七十六条及び第一百七十九条第一項の規定の適用を妨げない。

(性的影像記録提供等)

第三条 性的影像記録(前条第一項各号に掲げる行為若しくは第六条第一項の行為により生成された電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)その他の記録又は当該記録の全部若しくは一部(対象性的姿態等(前条第一項第四号に掲げる行為により生成された電磁的記録その他の記録又は第五条第一項第四号に掲げる行為により同項第一号に規定する影像送信をされた影像を記録する行為により生成された電磁的記録その他の記録にあつては、性的姿態等)の影像が記録された部分に限る。)を複製したものをいう。以下同じ。)を提供した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

(1) 条文の概要

以下のいずれかの行為をした場合、性的姿態等撮影罪が成立。

- ① 正当な理由がないのに、ひそかに、「性的姿態等」(性的な部位、身に着けている下着、わいせつな行為・性交等がされている間における人の姿)を撮影
- ② 不同意性交等罪に規定する①～⑧により、同意しない意思を形成、表明 又は 全うすることが困難な状態にさせ、又は 相手がそのような状態にあることに乗じて、「性的姿態等」を撮影
- ③ 性的な行為ではないと誤信させたり、特定の者以外はその画像を見ないと誤信させて、又は 相手がそのような誤信をしていることに乗じて、「性的姿態等」を撮影
- ④ 正当な理由がないのに、16歳未満の子どもの「性的姿態等」を撮影(※)

(※) 相手が13歳以上16歳未満の子どもであるときは、行為者が5歳以上年長である場合

(2) 条文の趣旨

人の意思に反して性的な姿態を撮影したり、これにより生成された性的な姿態の記録を提供するといった行為がなされれば、当該記録の存在・流通等により、他の機会に他人に見られる危険が生じ、ひいては、不特定又は多数の者に見られるという重大な事態を生じる危険があることから、それらの行為を処罰対象とするもの〔法律のひろば vol.76 No.7 29 頁〕。

(3) 保護法益

意思に反して自己の性的な姿態を他の機会に他人に見られないという性的自由・性的自己決定権〔法律のひろば vol.76 No.7 29 頁〕

(4) 用語の定義等

ア 撮影罪に関する規定(第2条第1項)

(ア)「ひそかに撮影する行為」における正当な理由

- ・「ひそかに撮影する行為」における正当な理由は、医師が、救急搬送された意識不明の患者の上半身裸の姿を医療行為上のルールに従って撮影する場合〔法務省 性犯罪関係の法改正等Q & A。以下(4)内において同じ〕。

(イ)「16歳未満の者に対する撮影行為」における正当な理由

- ・親が、子どもの成長の記録として、自宅の庭で上半身裸で、水遊びをしている子どもの姿を撮影する場合
- ・地域の行事として開催される子ども相撲の大会において、上半身裸で行われる相撲の取組を撮影する場合

(ウ) 証拠としての影像の必要性

- ・個別の事案の証拠関係に応じて判断することと考えられるが、性的姿態撮影等処罰法第2条の成立は、影像の現存を条件とはしていない

い〔県警察本部から警察庁確認による。以下(ウ)の二ポツ目、(エ)の二ポツ目、イにおいて同じ〕。

- ・個別事案に応じて、各種証拠に基づいて判断されるが、映像が残っていない場合、未遂罪を適用して事件化することは可能である。

(エ) 映像

- ・第3条第1項において、「映像」を含む用語として、「性的映像記録」が「前条第一項各号に掲げる行為若しくは第六条第一項の行為により生成された電磁的記録その他の記録又は当該記録の全部若しくは一部を複製したものをいう」と定義されている。
- ・視覚によって知覚できる情報の記録・送信行為は、画面上に映し出されたものそのものを送るのではなく、記録された情報を送ることになることから「影」を用いている。〔県警察本部から警察庁確認による〕

一般的な意味としては「影」も「像」も、あらわされたえすがたを意味しており、類義字を重ねた熟語である。ここでは撮影された人の姿かたち、被写体となった人の姿、という意味と理解できよう。

イ 撮影罪の未遂に関する規定（第2条第2項）

(ア) SNSにより5歳以上年長者が16歳未満の者に「性的姿態等」撮影を要求した場合

- ・映像を入手した場合、性的姿態撮影等処罰法に違反することになる。
- ・映像が入手できず要求行為をするにとどまった場合、刑法第182条第3項違反に当たる一方で、性的姿態撮影等処罰法第2条第2項（第1項の未遂）違反にも当たる可能性がある。
- ・どちらの罪名を適用するかは個別案件で、各種証拠をもとに判断される。

(5) 未遂の取扱い、その他留意点

- ・同法第2条第1項の撮影罪については、同条第2項に未遂罪の規定があるため未遂罪の適用があり得る。これは未遂であっても法益侵害の危険性を創出するものも含まれることから、これを罰するとしたものである。
- ・また、同法同条第3項において、本条の規定は刑法第176条（不同意わいせつ罪）及び第179条第1項（監護者わいせつ罪）の規定の適用を妨げない、としている。これは、当該罪に当たる撮影行為が行われた場合、不同意わいせつ罪又は監護者わいせつ罪にも当たり得るところ、本条罪の成立により不同意わいせつ罪又は監護者わいせつ罪の成否が影響を受けるものではないことを確認的に規定した

ものである。

- ・同法第 2 条第 3 項の性的影像記録等提供罪においては、未遂罪の規定がない。

3 【参考：関連法規】 児童ポルノ禁止法における児童ポルノ製造罪

(児童ポルノ所持、提供等)

第七条

- 1 (所持罪について略)
- 2 児童ポルノを提供した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。
- 3 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。
- 4 前項に規定するもののほか、児童に第二条第三項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第二項と同様とする。

(1) 条文の概要

以下ア～ウ（提供罪、所持・保管等罪、「姿態をとらせ」製造罪）について、いずれも 3 年以下の懲役又は三百万円以下の罰金。

ア 特定かつ少数の者への児童ポルノ提供罪（第 7 条 2 項）

児童ポルノを提供した者、電気通信回線を通じて児童ポルノを視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録等を提供した者。

イ 提供目的所持・保管行為等罪（第 7 条第 3 項）

提供等の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、または本邦から輸出した者、電磁的記録を保管した者。

ウ 「姿態をとらせ」製造罪（第 7 条第 4 項）

児童に、児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る姿態等をとらせた上で、これを写真等に描写し、当該児童に係る児童ポルノを製造した者。

エ 児童ポルノは、児童ポルノ禁止法第 2 条第 3 項で、次の姿態を描写し

た写真、電磁的記録等とされている。

(ア) 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態

(イ) 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの

(ウ) 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位(性器等若しくはその周辺部、でん部又は胸部をいう。)が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

(2) 条文の趣旨

児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性に鑑み、児童ポルノに係る行為等を規制するとともに、これらの行為を処罰対象とするもの〔児童ポルノ禁止法第1条〕。

(3) 保護法益

・児童の権利擁護、児童の保護〔「児童買春・児童ポルノ処罰法——児童買春と児童ポルノの意味」86頁〕

・(1) 被写体児童個人の法益、(2) 児童一般の法益、(3) 社会的風潮のいずれをも〔北海道大学法学論集 111 頁「いわゆる『自画撮り』行為の刑事規制に関する序論的考察 (1) 児童ポルノの自画撮りを題材として」瀧本京太郎 (2017)〕

但し、「両者は並列的な関係に立つものではなく、後者は前者の一步後ろに位置するもの」〔同 123 頁〕

(4) 用語の定義等

ア 特定かつ少数の者への児童ポルノ提供罪 (第7条第2項)

(ア) 提供

当該児童ポルノ又は電磁的記録その他の記録を相手方において利用しうべき状態に置く法律上・事実上の一切の行為(相手方が現に受領することまで要しない)〔「児童買春・児童ポルノ処罰法——児童買春と児童ポルノの意味」88～92 頁。以下(イ)～ウ(ア)まで同じ〕。

(イ) 電気通信回線

電気通信を行うために設定される回線(有線、無線を問わない)。

(ウ) 電磁的記録

記録媒体に記録された状態にある電磁的記録。

(エ) その他の記録

電子計算機による処理を経ない等の理由により「電磁的記録」に当たらないもの(ファクシミリによる送信文書等)。

イ 提供目的所持・保管行為等罪（第7条第3項）

（ア）製造

写真の撮影等一次的製造行為のほか、児童ポルノの複製、フィルム
の現像、ネガ・フィルムのプリント等も該当。

（イ）所持

一定の人が一定の物について事実上の支配をなしている地位にある
と認められる関係。

（ウ）運搬

一定の場所から他の場所へ物の所在を移転すること。

（エ）本邦に輸入

外国から我が国に「児童ポルノ」を搬入すること。

（オ）本邦から輸出

我が国から外国、我が国の統治権が現実に行使されていない地域に
「児童ポルノ」を搬出すること。

（カ）保管

電磁的記録を、自己の実力支配内に置いておくこと。当該電磁的記
録をコンピューターのレンタル・サーバに保存する行為等をいう。自
己の所有する記録媒体に電磁的記録を保管している場合は、当該記録
媒体の所持罪が成立する。

ウ 「姿態をとらせ」製造罪（第7条第4項）

児童に、児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に
係る姿態等をとらせた上で、これを写真等に描写し、当該児童に係る児
童ポルノを製造した者。

（ア）姿態をとらせ

行為者の言動等により、当該児童が当該姿態をとるに至ったことを
いう。行為者による強制の有無、児童の同意の有無を問わない。

エ 証拠としての写真、電磁的記録の記録媒体等の必要性

罪名、証拠による。

（ア）製造罪は、証拠としての必要性は高い。

（イ）運搬、輸入、輸出罪は、証拠としての必要性は低い。

（5）未遂の取扱い、その他留意点

同法第7条についてはいずれの行為についても未遂罪の規定がなく、
未遂罪の適用はない。（所持、提供、3号製造・運搬・輸出入、4号製造）

第3 県の施策・取組

1 知事部局

(1) ネットモラル・ネットリテラシーに関する普及啓発事業

県知事部局、県教育委員会、県警察本部では、次のとおりインターネットを介した犯罪被害の未然防止や、ネットモラル・ネットリテラシーに関する普及啓発事業に取り組んでいる。

ア 令和元・2年度

(ア) 事業名 青少年の安全・安心なネット利用環境づくり推進事業

(イ) 予算額 令和元年度 6,690 千円

令和2年度 4,560 千円

(ウ) 事業内容

青少年・男女共同 参画課	青少年の適切なネット利用に対する社会全体の関心を高め、SNS等を介したいじめや犯罪被害を未然に防止するため、安全・安心なネット利用環境づくりの啓発キャンペーンを実施した。
学校教育課	いじめ防止を目的に、児童生徒・保護者向けの指導啓発用リーフレットを作成し、その活用に向け、学校・PTA団体等で講演会等の啓発活動を行った。
県警本部 少年女性安全課	児童生徒・保護者に対して、ネットを介したいじめや犯罪被害等の現状と危険性を周知し、ネットモラル・ネットリテラシーの向上を図るため、フォーラム開催や動画の作成・配信を行った。

イ 令和3・4年度

(ア) 事業名 青少年のネットセーフティ向上推進事業

(イ) 予算額 令和3年度 6,597 千円

令和4年度 5,185 千円

(ウ) 事業内容

青少年・男女共同 参画課	青少年・保護者に対し、ネット利用に関する注意喚起を行うとともに、フィルタリング設定や家庭でのルールづくりを促すキャンペーン、民間事業者と連携した啓発活動
-----------------	--

	を実施した。
県警本部 生活安全企画課	ネットモラル・ネットリテラシーを育て、ネットを介したいじめや犯罪被害の抑止を図ることを目的に、小学5、6年生を対象にネット利用勉強会を開催するとともに、開催結果をまとめたリーフレットを県内各小学校へ配布し、児童・保護者等の意識向上を図った。

ウ 令和5～7年度

(ア) 事業名 青少年のネットセーフティ加速化事業

(イ) 予算額 令和5年度 5,632千円

令和6年度 6,761千円

(ウ) 事業内容

青少年・男女共同 参画課	青少年の安全・安心なネット利用を推進するために、保護者向けのハンドブックを作成し、家庭でのルールづくりや、フィルタリング設定を促すほか、民間事業者との連携による効果的な啓発活動を実施する。
県警本部 生活安全企画課	ネット利用に起因する犯罪被害・加害防止を図ることを目的に、高校生対象の研修会を開催するとともに、開催結果をまとめたリーフレットを作成し、県内全高校生へ配布する。また、高校生の意識啓発のためのキャッチコピーを活用した広報ポスター等の掲示を通じて、広く意識向上を図る。

2 県警本部（ネットモラル・ネットリテラシーに関する普及啓発事業以外）

- ・ 県民の命と暮らしを守る犯罪等に強い環境・地域作り推進事業
(R6～8年度)
- ・ 通信事業者に対するフィルタリング普及依頼
- ・ 合同サポートチームによる小中高の児童・生徒、保護者に対する「情報モラル教室」の実施
- ・ 各警察職員による非行防止・情報モラル講話

- ・ 県警 Web ページ、SNS 等を活用した広報啓発
- ・ サイバーパトロールによる注意喚起
- ・ 福祉犯取締りの強化

第 4 他都道府県の状況

1 自画撮り要求行為の規制について

資料 5－2「児童ポルノ等の影響を求める行為等の禁止に関する規定状況」のとお

- ・ 令和 6 年 1 2 月現在、4 0 都道府県が自画撮り要求行為の禁止規定を設定している。
- ・ うち、令和 5 年の刑法改正後に当該改正を行ったのは、滋賀県、岡山県及び広島県。
- ・ 対象定義や構成要件については、ある程度類型化できるものの、自治体ごとに条例の構成等が異なることもあり、様々な態様となっている。
- ・ 罰則についても、類型化は可能であるものの、各条例内における規制行為の位置づけ等が上記のとおり様々であることから、当該内容を直接本県の条例に引き写すことは困難である。

2 有害情報閲覧抑止義務及び事業者等へのフィルタリング説明義務化等について

資料 5－3「インターネット利用環境整備に関する規定状況」のとお

- ・ 令和 6 年 1 2 月現在、ほぼすべての都道府県において、保護者等の大人やインターネット接続サービス提供事業者等への青少年の有害情報閲覧抑止のための努力義務を課している。
- ・ うち、多くの都道府県では、フィルタリングといった具体の手法についても言及している。
- ・ 同じく令和 6 年 1 2 月現在、フィルタリングの実装に当たり、青少年インターネット環境整備法第 1 4 条の規定による説明の際、当該内容を記した書面（電磁的記録を含む）交付を義務付けているのは 3 6 都道府県。
- ・ 一方、青少年インターネット整備法第 1 5 条但し書きにおけるフィルタリング不要の申出の書面提出を義務付けているのは 3 8 都道府県（上記 3 6 + 愛知県、三重県）。
- ・ これらの書面に係る保管・保存義務は上記の 3 8 都道府県すべて（愛知県及び三重県については保護者が提出した申出書のみが対象）で設定されている。
- ・ 上記 3 8 都道府県のうち、義務違反者等への知事からの勧告、公表を行

う旨規定しているのは35都道府県（愛知県及び三重県については保護者の申出書関係のみが対象）。勧告のみが1府2県。

- ・当該項目に係る知事の立入調査について、項目明記で設定しているのは25道府県、明記はしていないものの条例全体で必要があればそれを可能としているところは15都府県。立入調査について、限定列举で設定しているが本件関係の項目が記載されていないところは6都県。

（参考）青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（抜粋）

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務）

第十四条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、役務提供契約を締結しようとする相手方が青少年である場合にあっては当該青少年に対し、役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であり、かつ、当該役務提供契約を締結しようとする相手方がその青少年の保護者である場合にあっては当該保護者に対し、次に掲げる事項について、説明しなければならない。

一 携帯電話端末等からのインターネットの利用により青少年が青少年有害情報の閲覧をする可能性がある旨

二 青少年有害情報フィルタリングサービスの利用の必要性及び内容並びに第十六条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置の必要性及び内容

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務）

第十五条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、役務提供契約の相手方又は役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。